

出雲市監査委員告示 第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、令和7年10月29日付財令第115号により、出雲市長から令和6年度及び令和4年度定期監査並びに令和6年度随時監査に係る改善措置の通知がありましたので、別紙のとおり公表します。

令和7年（2025）11月7日

出雲市監査委員	神 門 三千夫
出雲市監査委員	射 場 かよ子
出雲市監査委員	湯 浅 啓 史

財 政 第 1 1 5 号

令和 7 年(2025)10 月 29 日

出雲市監査委員 様

出雲市長 飯 塚 俊 之



令和 6 年度及び令和 4 年度定期監査並びに
令和 6 年度随時監査に係る改善措置について (通知)

令和 7 年(2025) 1 月 2 9 日付け監査第 1 8 2 号、令和 5 年(2023) 1 月 3 0 日付け監査第 1 7 7 号及び令和 7 年(2025) 3 月 1 9 日付け監査第 2 0 6 号で通知のあった監査結果に基づいて講じた改善措置について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき通知します。



令和6年度定期監査に対する改善措置の状況

通し	監査 実施 年度	監査通知年月日	監査文書番号	監査種別	監査結果	措置の状況(今回分)	回答担当部	担当課
1	6	R7.1.29	監査第182号	定期監査	【共通事項】 教育施設について、設置目的の異なる他の公の施設の一部とみなし、その施設の設置及び管理に関する条例があることを根拠に、教育施設の設置及び管理に関する条例が定められていなかった。(令和3年度の指摘事項が改善されていなかった。) ・コスモス教室、すずらん教室 [地方自治法第244条の2第1項]	令和7年4月1日付けでコスモス教室、すずらん教室を含む3つの教育支援センターについて共通の条例(出雲市教育支援センターの設置に関する条例)を定めました。	教育部	児童生徒支援課
3	6	R7.1.29	監査第182号	定期監査	【収入事務】 スクールバスの運賃徴収について、規則で規定された運賃徴収方法としていなかった。 ・出雲市佐田町スクールバス運行業務委託 [出雲市佐田町スクールバスに関する条例施行規則第5条]	運賃徴収方法の見直しを行うとともに、出雲市佐田町スクールバスに関する条例施行規則の改正を行いました。 なお、令和8年度には他の路線バス同様に運賃徴収業務を運行業者に委託する予定です。	教育部	教育政策課
4	6	R7.1.29	監査第182号	定期監査	【支出事務】 地方自治法上認められていない立替払を行っていた。 ・鹿児島国体会場視察の際のレンタカー代に係る前渡資金不足分 [地方自治法第232条の5]	今後同様のことが起こらないよう、業務執行手順を課内で周知徹底しました。	市民文化部	文化スポーツ課
5	6	R7.1.29	監査第182号	定期監査	【支出事務】 予算未計上の物品購入について、年度末に購入決定し、入札に付すべき期間が足りないにもかかわらず予算流用を認め、請求書払いとしていた。 ・小学校留守番電話装置購入 [地方自治法施行令第167条の2、出雲市契約規則第19条、「令和5年度(2023)出雲市予算執行方針」(令和5年4月7日市長通知)、「財務事務の適正処理について」(令和5年3月24日財政部長通知)]	必要な備品については、適切に予算計上し、購入する際は、入札等適切な手続きを経て、2月末までに発注することとしました。	教育部	教育政策課
7	6	R7.1.29	監査第182号	定期監査	【財産事務】 行政財産使用料について、徴収漏れがあった。 ・平成スポーツ公園占用許可 [出雲市会計規則第3条、第8条]	徴収漏れ分について、監査後請求を行い徴収を完了しました。	市民文化部	文化スポーツ課
8	6	R7.1.29	監査第182号	定期監査	【財産事務】 不要となった備品の処分方法が適正ではなかった。 ・今市第2児童クラブの備品 [特定家庭用機器再商品化法第6条]	今後は、特定家庭用機器再商品化法に該当する家電製品については、法に基づく適正な処分を行うよう、業務執行手順を課内で周知徹底しました。	子ども未来部	子ども政策課

令和4年度定期監査に対する改善措置の状況

通し	監査 実施 年度	監査通知年月日	監査文書番号	監査種別	監査結果	措置の状況(今回分)	回答担当部	担当課
1	4	R5.1.30	監査第177号	定期監査	【収入事務】 指定管理者職員駐車場の使用料徴収に当たり、規則で規定された使用料単価としていなかった。 ・キララ多伎及び見晴らしの丘公園の指定管理者職員駐車場 [出雲市指定管理者の職員の駐車場使用に関する規則第6条] 【補足】令和2年4月施行の規則や基本協定書によらず、元年度以前の使用料1,500円で使用許可していた。	令和6年10月に差額分を請求し、同年11月に納めてもらいました。	観光交流部	観光課
6	4	R5.1.30	監査第177号	定期監査	【財産事務】 農地転用を行う必要がある土地について、転用を行わずに賃貸借契約を締結していた。 ・出雲市PR看板設置用地、観光案内看板用地 [農地法第5条]	農業委員会事務局に照会した結果、どちらの看板も農地転用の対象外という回答でしたので、対応済(A)にしています。	観光交流部	観光課